

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 真仁会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 新潟県五泉市太田 489 番地 1
- (3) 設立認可年月日 昭和 44 年 3 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 44 年 4 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐藤 弥生	
常務理事	佐藤 隆之	南部郷厚生病院 病院長
理 事	高橋 姿	五泉中央病院 病院長
同	佐藤 泰	
同	篠川 主	南部郷厚生病院「郷和」施設長
同	佐藤 光弥	
同	西巻 正	老人保健施設愛宕の里 施設長
監 事	番場 幸夫	
同	藤木 俊則	
評 議 員	荒木 快英	医療を受ける者 (僧侶)
同	伊藤 英子	薬剤師
同	伊藤 由美	医療を受ける者 (事務職員)
同	金子 義伸	医師 (開業医)
同	金子 洋	医師 (開業医)
同	剣持 雄吾	医療を受ける者 (市議)
同	小林 康三	医療を受ける者 (元団体職員)
同	近藤 伸一	経営有識者 (会社役員)
同	近藤美智子	経営有識者 (写真店店主)
同	高津 昇	経営有識者 (会社役員)
同	遠藤今朝枝	医療を受ける者 (元団体職員)



同	仲野 孝	経営有識者 (団体役員)
同	桐生 文枝	医療を受ける者 (元団体職員)
同	樋口 滋	経営有識者 (会社役員)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の 医療機関コード又は 介護事業者番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	五泉中央病院	1710418	新潟県五泉市太田 489 番地 1	一般病床 160床 療養病床 39床
	南部郷厚生病院 【さくら福祉保 健事務組合か ら指定を受け て管理】	1710632	新潟県五泉市愛宕甲 2925 番地 2	一般病床 70床 療養病床 50床
介護 老人 保健 施設	愛宕の里	1551780008	新潟県五泉市村松 1409 番地 1	入所定員 90名 通所定員 10名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
五泉訪問看護ステーション	新潟県五泉市太田 489 番地 1	
愛宕の里在宅介護支援センター	新潟県五泉市村松 1409 番地 1	
めだかこども園	新潟県五泉市太田 489 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当ナシ

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月27日	令和5年度の事業報告及び決算報告・決算の決定
〃	令和6年度の役員報酬決定
令和7年3月27日	令和7年度事業計画及び収支予算
〃	令和7年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	社員加入・退社の件、役員選任の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)については、病院又は介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当ナシ

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当ナシ

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当ナシ

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当ナシ

(9) その他

令和6年 5月31日	その他の器械備品	調理用ガステーブル 更新
令和6年 6月20日	医療用器械備品	特殊浴槽 1台 更新
令和6年 8月30日	医療用器械備品	パラマウント電動ベッド 5台 更新
令和6年 9月30日	医療用器械備品	シリンジポンプ 5台 更新
令和6年 9月30日	医療用器械備品	経直腸用プローブ一式 購入
令和6年 9月30日	医療用器械備品	眼科検査機器 ニデックトノレフ 購入
令和6年 12月31日	医療用器械備品	心電・呼吸 SPO2 送信機一式 更新
令和7年 2月28日	医療用器械備品	オリンパス 上部ビデオスコープ 購入
令和7年 3月25日	医療用器械備品	ホルタ心電図解析ソフト一式 更新

法人名 医療法人社団 真仁会
所在地 新潟県五泉市太田489番地1

※医療法人整理番号				2	5
-----------	--	--	--	---	---

[illegible]

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	743,635	I 流 動 負 債	1,808,287
現 金 及 び 預 金	342,845	買 掛 金	128,125
事 業 未 収 金	368,731	1年内返済予定長期借入金	1,346,662
棚 卸 資 産	31,397	未 払 金	202,380
その他の流動資産	2,870	未 払 法 人 税 等	140
貸倒引当金(△)	△ 2,210	未 払 消 費 税 等	1,843
		預 り 金	20,806
		賞 与 引 当 金	108,329
II 固 定 資 産	4,807,629		
1 有 形 固 定 資 産	4,774,606	II 固 定 負 債	4,807,912
建 物	3,936,067	長 期 借 入 金	4,309,577
構 築 物	50,630	退 職 給 付 引 当 金	317,071
医 療 用 器 械 備 品	49,527	資 産 除 去 債 務	181,264
その他の器械備品	25,967		
車 両 及 び 船 舶	0		
土 地	712,414		
2 無 形 固 定 資 産	2,581	負 債 合 計	6,616,200
ソ フ ト ウ ェ ア	499		
その他の無形固定資産	2,081	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	30,441	科 目	金 額
有 価 証 券	380	I 積 立 金	△ 1,064,936
長 期 前 払 費 用	2,069	繰 越 利 益 積 立 金	△ 1,064,936
その他の固定資産	27,992		
		純 資 産 合 計	△ 1,064,936
資 産 合 計	5,551,264	負債・純資産合計	5,551,264

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人社団 真仁会
所在地 新潟県五泉市太田489番地1

※医療法人整理番号 25

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,315,113
2 事業費用	4,752,942
本来業務事業損失	-437,829
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	154,857
2 事業費用	133,270
附帯業務事業利益	21,587
事業損失	-416,242
II 事業外収益	
受取利息	165
その他の事業外収益	7
III 事業外費用	
支払利息	60,950
その他の事業外費用	12,063
経常損失	-489,083
IV 特別利益	-
V 特別損失	
退職給付会計適用時差異の処理額	58,202
その他の特別損失	0
税引前当期純損失	-547,285
法人税・住民税及び事業税	140
当期純損失	-547,425

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名医療法人社団 真仁会

※医療法人整理番号

所在地新潟県五泉市太田 4 8 9 番地1

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	5,551,264 千円
2. 負 債 額	6,616,200 千円
3. 純 資 産 額	△ 1,064,936 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	743,635
B 固 定 資 産	4,807,629
C 資 産 合 計 (A + B)	5,551,264
D 負 債 合 計	6,616,200
E 純 資 産 (C - D)	△ 1,064,936

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人社団 真仁会
所在地 新潟県五泉市太田489番地1

※医療法人整理番号

			2	5
--	--	--	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者
該当ナシ

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 弥生	医師	当法人の理事長	債務の被保証	5,225,549	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注) 一部の銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料については、支払っておりません。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 真仁会
理事長 佐藤 弥生 殿

私たちは、医療法人社団 真仁会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月18日

医療法人社団 真仁会

監事

番場幸夫

監事

藤本俊則

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和7年6月27日

新潟県五泉市太田489番地1

医療法人社団 真仁会 理事長 佐藤 弥生

法人名医療法人社団 真仁会

所在地新潟県五泉市太田489番地1

純資産変動計算書

(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

(単位：千円)

	積立金		純資産合計
	繰越利益積立金	積立金合計	
令和6年3月31日 残高	△ 517, 510	△ 517, 510	△ 517, 510
会計年度中の変動額			
当期純損失	△ 547, 425	△ 547, 425	△ 547, 425
会計年度中の変動額合計	△ 547, 425	△ 547, 425	△ 547, 425
令和7年3月31日 残高	△ 1, 064, 936	△ 1, 064, 936	△ 1, 064, 936

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人社団 真仁会

※医療法人整理番号

25

所在地 新潟県五泉市太田489番地1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	9,441,756	-	-	9,441,756	5,505,689	250,764	3,936,067
	構築物	298,604	-	-	298,604	247,974	5,545	50,630
	医療用器械備品	561,631	16,270	1,750	576,152	526,624	34,367	49,527
	その他の器械備品	184,440	3,188	1,572	186,056	160,089	10,847	25,967
	車両及び船舶	3,208	-	-	3,208	3,208	-	0
	土地	712,414	-	-	712,414	-	-	712,414
	計	11,202,056	19,458	3,322	11,218,192	6,443,586	301,525	4,774,606
無形固定資産	ソフトウェア	29,141	-	-	29,141	28,641	3,994	499
	その他の無形固定資産	2,081	-	-	2,081	-	-	2,081
	計	31,223	-	-	31,223	28,641	3,994	2,581
その他の資産	有価証券	380	-	-	380	-	-	380
	長期前払費用	39,458	990	38,379	2,069	-	-	2,069
	その他の固定資産	20,830	7,161	-	27,992	-	-	27,992
	計	60,668	8,151	38,379	30,441	-	-	30,441

(注) 1. 長期前払費用の減少額は資産に係る控除対象外消費税の償却繰入額です。

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名医療法人社団 真仁会

※医療法人整理番号

所在地新潟県五泉市太田489番地1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸 倒 引 当 金	2,030	2,210		2,030	2,210
賞 与 引 当 金	99,508	108,329	99,508		108,329
退 職 給 付 引 当 金	260,361	131,713	75,002		317,071

(注)1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額です。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名医療法人社団 真仁会

※医療法人整理番号

所在地新潟県五泉市太田489番地1

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	1,382,041	1,346,662	1.675	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	4,274,198	4,309,577	0.73	令和8年～ 令和32年
合 計	5,656,239	5,656,239	-	-

※注記：長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額。（単位：千円）

- 1年超2年以内：238,573千円
- 2年超3年以内：236,328千円
- 3年超4年以内：236,328千円
- 4年超5年以内：948,828千円

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

当法人は、当会計年度において、経常損失 489,083 千円となり、過年度から継続して経常損失となっております。これにより、債務超過額が 1,064,936 千円に拡大しております。

また、一部の金融機関と締結している借入契約（令和 7 年 3 月 31 日現在借入残高 1,767,633 千円）について、財務制限条項に抵触しております。

以上により、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。当法人は当該状況を解消すべく、地域包括医療病棟への転換等による収入拡大、不採算科の見直し、経費削減等に取り組むとともに、主要金融機関に対して金融支援をお願いしております。

しかし、当法人の対応策は実施途上であることや主要金融機関の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入れに基づく低価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	8 年～39 年
医療用器械備品	4 年～10 年
その他の器械備品	4 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担する支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

また、会計基準適用時差異は、発生年度より 15 年で費用処理しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用とし、5 年間で償却を行っております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

事業費に係る補助金等については事業収益に計上し、固定資産の取得に係る補助金等については特別利益に計上しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金 額 (千円)
建 物	3,936,067
土 地	688,266
計	4,624,333

【担保に係る債務】

科 目	金 額 (千円)
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	5,256,239
計	5,256,239

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当事項はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 弥生	医師	当法人の理事長	債務の 被保証	5,225,549	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注) 一部の銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料については、支払っておりません。

1 1 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

①採用している退職給付制度の概要

当法人は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務の期首残高	842,388
退職給付費用	73,510
退職給付の支払額	75,002
退職給付債務の期末残高	840,896

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務	840,896
退職給付会計適用時差異の未処理残高	523,824
退職給付引当金	317,071

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
簡便法による退職給付費用	73,510
退職給付会計適用時差異 (特別損失)	58,202
合計	131,713

(2) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付者	交付額	貸借対照表 への影響額
R5 年度休日・夜間救急医療事業	五泉市	20,000	事業収益

(3) 有形固定資産に対する減価償却累計額は、各資産の金額から直接控除されており、その金額は、

6,443,586 千円です。

(4) 賃貸借処理をした所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

(単位：千円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
医療用器械備品	566,644	220,042
その他の器械備品	7,896	658
車両及び船舶	12,410	3,666

(5) 資産除去債務に関する注記

アスベストが建材として使用されている旧南部郷総合病院について、当該建物取壊時にアスベストの処理に係る義務を有している為、関係法令に基づく資産除去債務を計上しております。

様式第八号

法人名	医療法人社団 真仁会	※医療法人整理番号				2	5
所在地	新潟県五泉市太田489番地1						

有 価 証 券 明 細 表

有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産の額の1%以下であるため、有価証券に関する記載を省略しております。

様式第九の一号

法人名 医療法人社団 真仁会 ※医療法人整理番号

			2	5
--	--	--	---	---

 所在地 新潟県五泉市太田489番地1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務 事業費用	附帯業務 事業費用	合 計
材料費	533,096	866	533,962
給与費	2,690,186	118,063	2,808,249
委託費	504,840	837	505,677
経費	1,024,819	13,503	1,038,322
売上原価	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-
計	4,752,942	133,270	4,886,213

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

医療法人社団真仁会
理事会 御中

高志監査法人

新潟県新潟市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

堀 華栄

指定社員

業務執行社員

公認会計士

五十嵐 隆敏

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団真仁会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、過年度から継続して経常損失を計上し、令和7年3月31日現在1,064,936千円の債務超過の状況にある。また、一部の金融機関と締結している借入契約について財務制限条項に抵触し、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、貸倒引当金の計上基準については法人税法における繰入限度相当額、退職給付引当金に係る会計処理については簡便法、所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理という簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合

理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和 7 年 6 月 27 日

新潟県五泉市太田 4 8 9 番地 1

医療法人社団 真仁会 理事長 佐藤 弘